

市議会

6月定例会



市議会6月定例会は6月4日に招集され、条例や補正予算などが提案されました。主な議案についてお知らせします。

国民健康保険税の概要、条例・補正予算

市の国民健康保険の現況については、被保険者数が減少している一方で、被保険者一人当たりの医療給付費は増加しており、依然として厳しい財政運営を強いられている状況にあります。

補正予算については、過去の実績および被保険者数の推移等を勘案して医療費の所要額を推計しました。

この結果、医療分、後期高齢者支援金分、介護分を合わせた一人当たりの税額は、前年度対比で1756円(▲2.1%)の減、一世帯当たりの税額では5153円(▲4.0%)の減として、議会へ提案されました。

一般会計補正予算

国の総合経済対策にかかる経費等、緊急に措置すべき経費を計上したものであり、現計予算の総額に歳入歳出それぞれ7億7807万9千円を追加し、予算総額を314億4541万3千円とするものでした。

主な補正内容は、次のとおりです。

- ・寄附金を受けての地域振興整備基金積立金 1000万円
- ・定額減税補足給付金支給事業 4億8424万1千円
- ・住民税均等割のみ課税世帯及び住民税非課税世帯に対する支援給付金給付事業 1億3300万円
- ・新型コロナウイルスワクチンの定期接種追加に伴う予防接種委託料等 1億4582万9千円

税金



不動産取得税の軽減制度

一定の要件を満たす住宅用の土地を取得した場合、申請によりその土地に係る不動産取得税について軽減を受けることができます。

また、県内に三世代以上の方が同居または近居する住宅を取得した場合、申請により住宅に係る不動産取得税の一部について軽減を受けることができます。

詳しい内容や申請方法は、左記までお問い合わせください。

◎問い合わせ:

福島県東北地方振興局
県税部課税第一課
不動産取得税チーム
☎024(521)2694



有限会社 丸又葬儀社

やすらぎの丘 二本松斎場



皆さん、こんにちは！丸又です！最近、新聞の訃報欄に家族葬と載っていますが、いったい家族葬とはどういうお葬式なのか。。。お客様それぞれの想いが形となっているので、家族葬の定義が無くなっている気がします。

本社：二本松市本町2-99-2 斎場：二本松市槻木257-5
フリーダイヤル 0120-03-5598 お気軽に電話ください

